

合 併 公 告

平成 24 年 2 月 22 日

株主及び債権者各位

東京都大田区平和島六丁目 1 番 1 号
三 菱 食 品 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 井 上 彪

当社（以下「甲」といいます。）は、平成 24 年 2 月 21 日開催の取締役会において、平成 24 年 4 月 1 日を効力発生日として、甲を吸収合併存続会社とし、甲の完全子会社である株式会社サンエス（本店所在地 東京都足立区加平三丁目 2 番 17 号）（以下「乙」といいます。）、株式会社フードサービスネットワーク（本店所在地 東京都中央区日本橋浜町三丁目 15 番 1 号）（以下「丙」といいます。）及び株式会社リョーカジャパン（本店所在地 東京都大田区平和島六丁目 1 番 1 号）（以下「丁」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことを決議いたしました。これにより、効力発生日をもって甲が乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し、乙、丙及び丁は解散することとなりますので、下記のとおり公告いたします。

この合併は、会社法第 796 条第 3 項に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認決議を経ずに行います。また、甲は、乙、丙及び丁の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

記

1. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
2. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で、株式買取請求をされる株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨及び株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。
3. この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 か月以内にお申し出ください。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲)

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

(乙)

掲 載 紙：官報

掲載の日付：平成 23 年 7 月 11 日

掲 載 頁：160 頁（号外第 152 号）

(丙)

掲 載 紙：官報

掲載の日付：平成 23 年 7 月 6 日

掲 載 頁：115 頁（号外第 149 号）

(丁)

掲 載 紙：官報

掲載の日付：平成 23 年 6 月 1 日

掲 載 頁：89 頁（号外第 116 号）

以 上